

平成30年(2018年)3月14日
建設委員会資料
都市基盤部都市計画担当

道路認定基準の新たな内規について

- 都市計画公園内における特別区道の路線の認定及び廃止又は変更に関する基準
・別紙のとおり

2018年1月11日

29 中都計第 1341 号

都市計画公園内における特別区道の路線の認定及び廃止又は
変更に関する基準

(路線の認定)

- 1 路線の認定については、次に掲げる基準によること。
 - (1) 路線が都市計画公園内であること。
 - (2) 幅員は、原則として4メートル以上であること。
 - (3) 道路の交差箇所には適切な「すみ切り」があること。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
 - (4) 側溝、街渠等の排水設備があること。
 - (5) 道路形状が良好であること。
 - (6) 道路の占有物件は、道路法施行令による配置基準に合致したものであること。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
 - (7) 敷地は、中野区が所有している土地であること。ただし、特別の事由がある場合には無償供用とする。

(路線の廃止又は変更)

- 2 路線が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、これを廃止し又は変更することができる。
 - (1) 道路の新設又は改築によって存置の必要がないと認めた場合
 - (2) 地域の再開発事業等の公益上、特に廃止を必要とするもので、道路管理上の支障がないと認めた場合
 - (3) 付近の交通の実情若しくは沿道の土地の変化又はその他の事由により交通上の支障がないと認めた場合